

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	資料番号	74	担当課	消防防災安全課
		28-2	不利益処分の種類	通知電気工事業者の登録取消及び事業停止命令		
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号)</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第二十八条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内に期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。</li><li>二 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</li><li>三 第十九条第三項、第二十一条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十二条の規定に違反したとき。</li><li>四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。</li><li>五 不正の手段により第三条第一項又は第三項の登録を受けたとき。</li></ul> <p>2 <u>経済産業大臣又は都道府県知事は、これらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 <u>第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。</u></li><li>二 <u>第十七条の二第四項において準用する第十条第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。</u></li><li>三 <u>第二十一条第一項若しくは第三項又は第二十二条の規定に違反したとき。</u></li><li>四 <u>前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。</u></li></ul> <p>(自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等)</p> <p>第十七条の二 自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業を開始しようとする日の十日前までに、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 この法律、電気工事士法第三条第一項、第二項若しくは第三項又は電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</li><li>二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</li><li>三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</li></ul>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	資料番号	74	担当課	消防防災安全課
		28-2	不利益処分の種類	通知電気工事業者の登録取消及び事業停止命令		
<p>四 第二十八条第一項又は第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの</p> <p>五 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの (変更の届出)</p> <p>第十条 登録電気工事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 (主任電気工事士の設置)</p> <p>第十九条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事(以下「一般用電気工事」という。)の業務を行う営業所(以下この条において「特定営業所」という。)ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。</p> <p>3 登録電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該特定営業所につき、当該各号の場合に該当することを知つた日から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 主任電気工事士が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。</li><li>二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき(前項の特定営業所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む。)</li><li>三 営業所が特定営業所となつたとき。</li><li>四 新たに特定営業所を設置したとき。</li></ul> <p>(電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止)</p> <p>第二十一条 電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事(特殊電気工事(電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事をいう。第三項において同じ。))を除く。)の作業(同条第一項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。</p> <p>2 登録電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業(電気工事士法第三条第二項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。</p> <p>3 電気工事業者は、その業務に関し、特種電気工事資格者(電気工事士法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者をいう。)でない者を当該特殊電気工事の作業(同項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。</p> <p>(電気工事を請け負わせることの制限)</p> <p>第二十二条 電気工事業者は、その請け負つた電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

資料番号	74	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	28-2
資料番号	74	担当課	消防防災安全課
不利益処分の種類	通知電気工事業者の登録取消及び事業停止命令		
<p>(危険等防止命令)</p> <p>第二十七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。</p> <p>二 第二十三条又は第二十四条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行うものが前項各号の一に該当する場合においては、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録)</p> <p>第三条 電気工事業を営もうとする者(第十七条の二第一項に規定する者を除く。第三項において同じ。)は、二以上の都道府県の区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 登録電気工事業者の登録の有効期間は、五年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を記載した登録申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類</p> <p>三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号</p> <p>(電気用品の使用の制限)</p> <p>第二十三条 電気工事業者は、電気用品安全法第十条第一項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。</p> <p>2 電気用品安全法第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p>			

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	74	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	28-2	不利益処分の種類	通知電気工事業者の登録取消及び事業停止命令	
<p>(器具の備付け)</p> <p>第二十四条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。</p> <p>電気工事士法 (昭和三十五年八月一日法律第百三十九号) (電気工事士等)</p> <p>第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第一種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。</p> <p>2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第二種電気工事士」という。)でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)に従事してはならない。</p> <p>3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」という。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。</p> <p>電気用品安全法 (昭和三十六年十一月十六日法律第百三十四号) (使用の制限)</p> <p>第二十八条 電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p> <p>(販売の制限)</p> <p>第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。</p> <p>一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。</p> <p>二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。</p>						